

安心して就学するための 就学援助制度

経済的な理由で、子どもの就学に必要な経費を負担することが困難な保護者に、学用品費、学校給食費などの一部を援助します。

対象 彦根市に住民登録があり、小・中学校に在学する子どもがいる人で、次のいずれかに該当する人
▼市民税が非課税または減免を受けている人

▼児童扶養手当(児童手当ではありません)を受給している人
▼生活保護が停止または廃止になった人

▼両教育委員会が就学援助費の受給が必要と認める人
給付内容 学用品費、学校給食費、修学旅行費など
▼申請方法 各小・中学校または両教育委員会(市民会館2階)にある所定の申請書に必要事項を書いて、子どもが在学している学校に提出してください。

※平成30年1月1日現在の住所が他市町村の場合は、所得を証明する書類(平成30年度課税証明書などで前年の所得が記載されているもの)の添付が必要です。

心身障害者の社会参加のために タクシー運賃・自動車燃料費を助成します

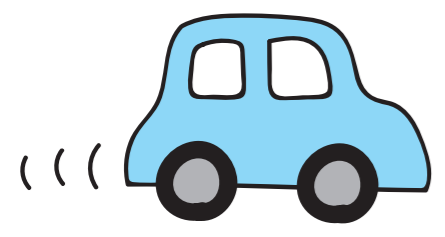
障害がある人の積極的な社会参加を促進するため、タクシー運賃または自動車燃料費のいずれかの助成券を交付します(どちらか一つを選択)。交付を受けるためには申請が必要です。

タクシー運賃の助成額 年額1万2千円(5000円×24枚)

自動車燃料費の助成額 前期分(4月～9月分) 3千円(3000円×10枚) 後期分(10月～3月分) 3千円(3000円×10枚)

対象 次の①～③のいずれかに該当し、障害者支援施設、児童福祉施設、老人福祉施設、介護保険施設に入所していない人で、市民税所得割額(平成29年度課税)が16万円未満の人

- ①身体障害者手帳1級または2級が交付されている人で、次のいずれかの障害のある人
▼肢体障害のうち下肢障害、体幹機能障害または移動機能障害
▼視覚障害
▼内部障害(免疫機能障害を



※申請は、年度途中でも受け付けますが、援助は認定日以降の月額になります。

※申請日(学校に申請書を提出した日)がその月の16日から月の末日までの間にあったときは、翌月分からの給付になります。

問い合わせ先 両教育委員会 学校教育課 ☎24・7973番、FAX23・9190番

発達支援センターが新しく誕生します

4月から子ども療育センターと発達支援室が一緒にになり、新しく「発達支援センター」としてオープンします。発達支援センターは、発達に不安のある人が安心して暮らしていけるよう、次のことを行う機関です。

▼発達(障がい)についての相談 発達の全般的なことや発達障がいの相談に応じます。

▼ことばの相談 小学校入学前の人で、発音など言葉について心配をしている人や家族の相談に応じます。

▼療育教室(あすなる教室) 発達に心配のある小学校入学前の子と家族が通い、

遊びなどを通して発達を促し、子育てを応援します。

▼親子療育教室つぼみ 発達に心配のある入園前の子どもと家族が通い、親子遊びなどを通して子育てを応援します。

▼相談支援事業「めばえ」 児童福祉法に規定される児童発達支援事業による療育支援を受けるためのサービスなど利用計画を立てたり、相談に応じます。

▼発達障がいに関する啓発や研修会の開催 発達障がい啓発週間(4月2日～同8日)をはじめとする啓発や、市民向け研修会の開催などを行います。

知ってください 発達障がいのこと 「発達障がい」とは、生まれもった発達上の個性(特性)があることで、日常生活に困難をきたしている状態をいいます。

発達障がいの原因は、まだはっきりしていませんが、脳の機能の偏りによるものと考えられており、育て方や本人の努力不足などによるものではありません。また、子どもだけの障がいではありません。その特性の現れ方には個人差があり、その人の現状に合わ

特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当制度のお知らせ

「特別児童扶養手当」は、対象者に年3回(4月、8月、12月)に分けて、各支給月の前月までの4か月分を支給するもので、児童の福祉の増進を図ることを目的としています。

「特別障害者手当」は、障害児福祉手当は、対象者に年4回(2月、5月、8月、11月)に

Table with 3 columns: 3月分まで(月額), 4月分から(月額), and benefit amounts for Special Child Support, Special Disability, and Disability Welfare.

せた支援を考えると大切です。

問い合わせ先 発達支援センター(平田町597-1旧子ども療育センター) ☎47・3445番、FAX24・7886番



発達障がいの特性

Diagram showing characteristics of developmental disabilities: 知的能力障がい (知的な遅れを伴うこともある), 自閉スペクトラム症 (ASD) (言葉や視線・表情・ジェスチャーなどによる相互的なやりとりや友人関係の構築が苦手), 学習症 (LD) (「読む」「書く」「計算する」などの能力が、全体的な知的発達に比べて極端に苦手), 注意欠如・多動症 (ADHD) (不注意(集中することが苦手、忘れ物やケアレスミスが多い), 衝動性(待つことや我慢することが苦手), 多動性(落ち着きがなくなったりじっとしていられない)など).



対象 特別児童扶養手当 20歳未満の在宅の心身障害(身体障害者手帳1級～3級、療育手帳A1～B1に該当する程度)のある児童の父母または養育者(施設入所すると対象外になります)

特別障害者手当 20歳以上で、精神または身体に著しく重度の障害があり、常時特別な介護を必要とする人(寝たきりの人や、知的・精神の障害などのため介助なしで日常生活の動作がほとんどできない人など。施設入所したり、3か月以上入院したりする場合は対象外。介護サービスの利用や手帳の有無は関係ありません)

障害児福祉手当 20歳未満で、精神または身体に重度の障害があり、日常生活で常時介護を必要とする人(施設入所する場合は対象外。手帳の有無は関係ありません)

※障害者手帳の等級変更など、障害の状況に変化があった場合は、支給対象に該当するかどうか確認をしてください。

申請方法 所定の診断書または手帳と請求書類を障害福祉課に提出してください。必要な書類は障害福祉課にあります。審査の結果、受給できないこともあります。できるだけ事前に相談してください。

所得制限 特別児童扶養手当 障害児の父母(養育者)や、生計を同一にしている扶養義務者のそれぞれの所得が、いずれも定められた限度額の範囲内であることが必要です。

※毎年8月に、所得状況など支給要件の調査を行います。申請・問い合わせ先 障害福祉課 ☎27・9981番 FAX26・1767番